「グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス」(GRENE)事業北極気候変動分野により得られた調査 観測データの取扱要項

平成24年7月31日 研究所会議決定 最終改正 平成25年4月26日

(目的)

第1 この要項は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所(以下「国立極地研究所」という。)データ・試資料の取り扱いに関する基本方針(平成22年9月24日、以下「基本方針」という。)に基づき、「グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス」(GRENE)事業北極気候変動分野(以下「本事業」という。)において行われた調査および観測によって得られたデータの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2 この要項における用語は、次の各号の定めるところとする。
 - 一「研究代表者」とは、本事業における研究課題の実施責任者をいう。
 - 二 「課題研究者」とは、本事業における「研究代表者」、「研究分担者」及び「研究協力者」のことをいう。
 - 三「観測責任者」とは、観測を統括する者をいう。
 - 四 「現地観測参加者」とは、調査・観測に参加する者をいう。
 - 五 「データ」とは、本事業で取得した、調査観測データ、画像(動画、静止画、写真を含む)、図 面等の調査研究で得られた各種情報及びそれらを記録したもの、生物、土壌、海水等の調査 研究等で得られた標本(サンプル)の分析データをいう。
 - 六 「公開猶予期間」とは、データが取得された時点から、それが外部に公開されるまでの期間 をいう。
 - 七「メタデータ」とは、データを説明する付加的な情報をいう。
 - 八「内部公開」とは課題研究者に対してデータを公開することをいう。
 - 九「外部公開」とは課題研究者以外に対してデータを公開することをいう。

(適用範囲)

第3 この要項は、本事業において取得されたデータについて適用される。

(データレベル)

第4 データレベルとは、データの品質のことをいい、別表1に示すように3段階に分類する。

(公開猶予期間)

- 第5 国立極地研究所は、基本方針に基づき、本事業に参加するすべての課題研究者に別表2で 定める公開猶予期間内の利用許可を与える。
- 2 公開猶予期間内であっても当該データを取得した課題研究者から、研究代表者の了解を得た上で、公開猶予期間短縮の申請があれば、国立極地研究所北極観測センター(以下「北極観測センター」という。)は当該データの公開猶予期間を短縮することができる。
- 3 国立極地研究所は、前2項の定めに関わらず、法令で提出を義務づけられている場合やその 他の国際的な取決めによる場合には、公開猶予期間に関わらず、それぞれの法令や取決めで 定められているデータの提出、公開等の手続をとることができる。

(観測終了後のデータの提出)

- 第6 観測責任者は、観測終了後、別表2で定められた期間内に、その観測で得られた以下のものを、北極観測センターに提出しなければならない。そのメタデータ書式は、北極観測センターが提供するものに従う。
 - ー メタデータ
 - 二 データ

(公開猶予期間内のデータの提出)

- 第7 観測責任者は、公開猶予期間内に現地観測参加者によって事後処理(補正、品質管理等) が行われたデータをその技術レポートと共に北極観測センターに提出しなければならない。
- 2 観測責任者は、公開猶予期間内であってもメタデータに変更(移動等)があれば、その都度北極観測センターに通知する。

(データの保管管理義務)

第8 観測責任者は、取得したデータを、第6に基づき北極観測センターに提出するまでの間、適切に保管しなければならない。

(データの保管・公開)

第9 北極観測センターは、提出されたデータ及びそれらのメタデータを、適切に保管するものとする。また、オンラインで利用可能にするためのサービスを提供する。

(違反への対応)

第10 国立極地研究所は、課題研究者がこの要項に定めるものの他関係諸規程等に違反した場合は、自己点検評価等を通じて適切な処置をとることができる。

(その他)

第11 この要項に定めるもののほか、本事業において行われた調査および観測によって得られた データの取扱いについて詳細を定める必要がある時は、国立極地研究所データマネジメント 委員会で審議する。

附則

この要項は、平成24年8月1日から適用する。

別表1データレベル (第4関係)

	高 (Corrected)	異常データ値を埋め直し、誤差評価	
データレベル	中 (Quality Controlled)	異常値にフラッグ立て	
	低 (Pre-Controlled)	基本的な物理量変換	

別表 2 観測終了後におけるデータの提出時期及び公開猶予期間(第5、第7関係)

データ・サンプルの種類		提出時期	内部公開	外部公開	備考
メタデータ		1ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	1年を超える観測が行われる場合は、観測データ回収時期で区切って提
	高もしくは中	1年	1年	1年*	出。
データ	低	1ヶ月	2ヶ月	公開しない	
サンプルの分析データ		2年	2年	2年*	

^{*}は原則として当該期間内に公開することとする